

旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年旭川市条例第 2 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の告示)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
- (2) 指定管理者に公の施設の管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者に行わせる公の施設の管理の業務
- (4) 応募の資格及び方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 条例第 3 条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 3 条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に係る収支予算書
- (2) 指定管理者の指定を受けようとするものの定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の写し
- (3) 指定管理者の指定を受けようとするものの経営状況に関する書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の候補者の選定結果の通知)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規定による通知は、指定管理者の候補者の選定結果通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(事業報告書の記載事項)

第 5 条 条例第 6 条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公の施設の管理の業務の実施の状況及び使用の状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入実績
- (3) 公の施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(協定の締結)

第6条 市長は、指定管理者との間で次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 公の施設の管理の業務に関する事項
- (2) 公の施設の管理の業務の報告に関する事項
- (3) 指定管理者に支払う公の施設の管理に係る経費に関する事項
- (4) 公の施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (5) 指定管理者の故意又は過失により生じた公の施設の施設等の損傷又は滅失に関する事項
- (6) 指定管理者の指定の取消し及び公の施設の管理の業務の停止に関する事項
- (7) 公の施設の管理を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）旭川市長

申請者 主たる事務所の所在地
法人又は団体の名称
代表者の氏名
電話番号

公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称

様式第2号（第4条関係）

指定管理者の候補者の選定結果通知書

年 月 日

様

旭川市長

印

あなたを次の公の施設の指定管理者の候補者として 選定する 選定しない ことに決定しましたので、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項の規定により通知します。

1 公の施設の名称

2 選定しなかった理由